

# 計 画 書

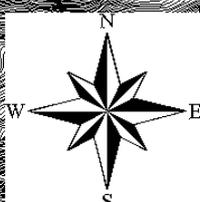
中播都市計画地区計画の決定（姫路市決定）



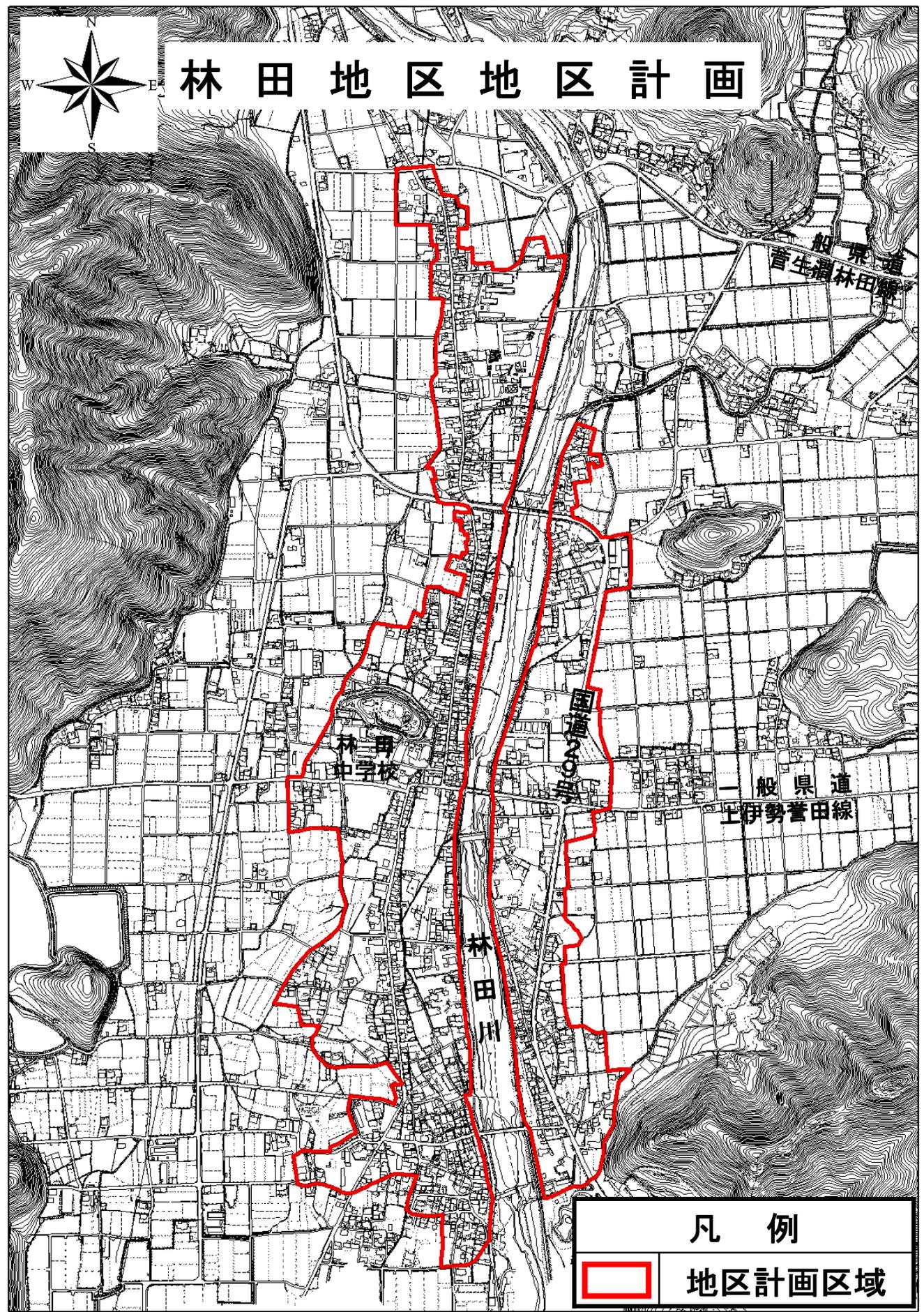
都市計画林田地区地区計画を次のように決定する。

名 称	林田地区地区計画
位 置	姫路市林田町六九谷、林田町口佐見、林田町林谷、林田町新町、林田町林田、林田町上構、林田町中構、林田町久保及び林田町下構
面 積	約 8 3 . 0 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区は、市の北西部に位置し、周辺には田園緑地が広がり、良好な自然環境に恵まれた大規模既存集落地であり、旧因幡街道沿いは、陣屋町として情緒ある歴史的な町並みが残されている。</p> <p>一方、地区内を国道 2 9 号が縦断しており、今後、都市計画道路国道 2 9 号北線の整備により、広域交通条件にも恵まれ、本市北西の玄関口として、市街化が進行すると予想される地区である。</p> <p>このため本計画は、歴史的町並み景観の保全と、周辺の自然環境に調和した良好な住宅市街地の形成、保持を図ることを目標とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>良好な住宅市街地の形成、保持を図るため、それぞれ次のような土地利用を図る。</p> <p>1 林田川以東の地区は住居系沿道サービス地区とし、住宅地との環境の調和に配慮しつつ、広域幹線道路沿道にふさわしい魅力ある沿道サービス施設の立地を図る。</p> <p>2 林田川以西の地区は中低層住宅地区とし、周辺との調和に配慮しつつ、落ち着いたある中低層住宅地の形成を図る。</p>
	<p>地区施設の整備方針</p> <p>地区内の道路、公園を適正に配置し、その機能が損なわれないよう維持、保全を図る。</p>
	<p>建築物等の整備方針</p> <p>1 建築物等の用途の混在による周辺環境への影響を軽減するため、地区特性に応じ、建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>2 歴史的な町並み景観を保全するため、建築物等の高さの最高限度及び建築物等の形態又は意匠の制限を定める。</p>

「区域は計画図表示のとおり」



# 林田地区地区計画



## 凡例



地区計画区域

## 林田地区地区計画の注意事項

林田地区地は方針のみであるため、届出は不要です。